

令和 2（2020）年度の事業（研修会等の行事）の考え方

【まとめ】

新型コロナウイルス感染症の県内における感染の拡がりを考慮しながら、研修会等の行事を限定的に実施します。

【対応】

1. 行事ごとに、担当理事は、①計画通り実施する、②オンラインで実施する、③規模を縮小して実施する、④時期を延期する、⑤中止する、の 5 つから選択します。
2. 以下のいずれかの場合は、条件なしで延期または中止とし、オンラインでの実施を検討します。
 - A) 石川県または講師居住地域（以下、当該地域）で、改正新型インフルエンザ対策特別措置法による緊急事態宣言が出されている
 - B) 当該地域で、不要不急の外出自粛を強く要請されている
 - C) 石川県の公立学校が休校している
 - D) 職場からの外部研修参加禁止通達等のために、スタッフが確保できない
3. 実施の判断時期は、県士会会員のみを対象にしている場合には、開催の 2 週間までとし、講師を招く場合や会員以外の参加が見込まれる場合は、開催日 2 ヶ月前を期限とします。
ただし、状況の急変により、これらの期限を過ぎて中止にすることもあり得ます。
4. 開催に当たって、運営責任者は別に定めるマニュアルに従って、換気、間隔、会話、消毒等の感染防止策を実行します。
5. 以上の対応は、理事会ごとに見直し、更新します。

令和 2 年 4 月 10 日

令和 2 年 5 月 10 日更新

石川県言語聴覚士会理事会